羽源記

卷十一 十二

K 209.4
Si
6

禁帶出

山形県立図書館
68568
昭和廿四年十月廿一日

羽源記

卷十一 十二

K 209.4
Si
6

7491

羽源記巻之第十一目録

一 往本堂相汗流出づる事并御詫宣之事
一 近代手向弓箭裁許之事
一 本左宮氏發向并雷火之事
一 往上杉景勝公羽黒へ使者之事
一 羽黒山当社宮氏出陣待設之事
一 羽黒山衆議并大衆揃之事
一 本間七郎左衛門敵間之事

412
155
10

羽源記巻之第十一

後本堂相伝流出事並伝説宣之事

当年の前表十に七八其見脈ハ見せるりてハ実説なれ
ども五月廿七日の夜羽黒山ハ安陪国家の法祈な
きしば山徒僧侶数多籠り御時の法施を修ケんとし
給ふ御子社壇震動ゆる物刻すして内陣のたなの
板ゆり汗のしづる事滝のごとく社僧巫女怪しみあやしを
搜り見るに熱き湯のごとくして臭の立つる又烟のごとく三時

計りて陰夫婦老信者信不實をなす四人ある山の内
に新井村阿弥陀堂と云て元徳の古造ひみる者有て
毎日三度の勤ハ物を相ひて大音聲を揚げて怪しび
なれば物ものすごくて近村の人々聞きて怪しみ
詣まで御堂場内山王の権現を持ちてとて
ぞろぞろと詣きけり社中五年の男女四人 き人数
五の信仰之を背あて狐狸の所作なる気の遠ひ
新へ出て汝滅ぶ様の法を持ちなぶ何とて神を
祈りて之をなくなして海を持て大なる祭の本のあるを

を取出し一意に接手合をバ心意徒来を左の指先に当てそ
足之て軽々と中に捧げて言て言先ばんと云文
計取上て合掌して立ちけるバ皆人永の毛立て云こみたに
もなる市童の到場と伝く合て大音揚げて中にはめる
山の衆徒等治の手段共神童の様性に成を日夜に彗仏
所ハ仁政安民の主教なる故に一家の男の勤行に
然て近年寺社修の祭礼等信仰法施祭奠のかな
く国土民衆神童背く神きた仏ようと云事を歎く
民負如の陰沒して主理の知ても知ら信ぜ

社あるは天下大なる変にて東西分れ、南北
東方永く絶つものとなる由、遠くこんで異稲荷氏神たる世
稲荷と生り、神社は故事の古社にして初文四性の異無なれば氏子
一子の意にて、あたかも霊の長主の山徒徒一同にて
毛百宜を結ぶ如くなる事本と稲荷の威力なる
より神社国領を持て信仰を国の内外に及ぼし国郡を
奪えて神社崇敬の氏子四方の長守一守より西
守第報者きて猛威と者ならでと謂一えば満山の生徒
世ものは婦女しくて信仰の中より自性坊何某と以
者性と之を守りて密々語りて万人半信半疑なれば
時の長吏明境法印殊に敬して崇領家の師範と以前
当職を定て生り山四五年在りしにて大きたあ
て俗人般若を始め大護摩を焚うて祈誓しけるに
より護摩坊が乱出てしば怖怖定えり当二月
七日内陣の柱より汗流出ること前表常山騒動なるべき
事歟所見の法を定えり

近代乎向公事載許状之事

近代宗保十三代牛年相宜一領禁手向村と依領土ヶ村

私領十四ヶ村地山境論有之候ニ付寛永十年正月七日の紙面
和書の相違ヶ沖の流出つること歟一傍信濃の異の思ひ
有り山手境に動起くづき候ニ付宝山境に相て論所公儀ニ
出る迄ずら宝蔵許状ニ
出羽國田川郡堀川ニ付新十二ヶ村私領十四ヶ村同国羽
黒山伏蓮乗向村地山境論歎訴之事
堀川新田山ヶ谷屋敷地柄本蟹越ヶ山法寺自領并
谷屋中村寺之沖流元私領川代國之堀川新田地点所
外野中野川行金剛月岩地谷屋下中世有古郡柳久郎許

題堀川代山ハ大五ヶ村入会ヶ山年貢寄宝ニ納て羽黒
山領手向村一同ニ入会山ヶ年貢ハ領主ニ納隆手向村の義
ヶ地ハ一ヶ羽黒境内ヶ地中掃屋宿ヶ殿之中ハ
手向村ニ入ハ論不家ハ南地下郷ヶ住古ヶ向村ヶ
百姓ヶ石ヶ羽黒境内元領ハ沙汰ヶ村ヶ前ヶ場不字
を称入会ヶ中絶ヶ有中之古者論地紙ハ無決為
糺使寺宮或部池田元八郎指遣ヶ之不沙汰ヶ村
川代村ヶ指場和方法手中出ヶ刻相手伊豆ヶ板板
ヶ家書ニ入会ヶ文言有ヶ山ヶ論不ヶ双方ヶ間田畑交り

有之入会ニて差置候ニ付、新開ハ御差留ニ而可被仰付之
旨被仰候得共、元来入会之證拠無御座候、手向村分者当時の水帳
ニ書載有之候ニ付、帳面ニ茂書附宮所差置候之不埒之不宜
且其外羽黒山境内之證拠一切差置候得共、論所之不申
有之内、北之方境筋ハ手向村分金剛石五輪森等申
之節ニ相争、此地ハ寛永年中深川村々墨付出入裁許
之境墨引有之、不埒ニ墨引之事ニ手向村並大泉深川
村五ヶ地内ニ御座候而差置候上、五ヶ村入会ニ相極候所の
方探石坂より月山迄之間ハ羽黒地内ニ而廿五ヶ村入会

之処、手向村鉄砲証拠差置候儀之候被遊御吟味御定メ
趣、訴訟方名前之儀ハ何ヶ所ニ候而廿五ヶ村并大泉深川村々指出方
従古来之書付を以テ相争候書定書御出合ニ付致争論
羽黒山神領村々指出書付等ニ有之候得共、双方申立之
廿五ヶ村申立之通ハ笹森中地境、高森清水ゟから
石ヶ森、石ヶ森、鏑骨（カラカワ／ボボ）近辺ニ而者手向村申立候所の順々か
ら濱、禅師ヶ坂、金ヶ沢、大平、白目沢、是迄の入会
森等廿五ヶ村分ハ手向村入会并新田之論所之内ニ有之、双方田畑
林ハ在来之通被差置候、在来之通手向村

殺文死向ほゝ至ル新發切開之山等堅く停止之北境
金剛石ヶ鉱毒迄宮永年勤仕給ふ有之山事之方ヶ
向村中八尺寺ヶ鬼ヶ森野ヒ山ヶ方ハ相里境内たるべし
野ヒ山ヶ駒ヶ嶽ヶ迄月山道切限ヶ年ハ山手面境筋限ヶ
地山ヶ内中源源ヶ村ヶ年境越村等切村都合五ヶ村藥
方入会是又新開之山禁制幡ヶ切ヶ南ハ小月山迄月
山迄男ヶ地山ハ吟味ヶ迄内中源村地内ニ有之全手向村ヶ
ヶ方ヶ訴ヶ之ヶ勤仕之軍仍為後鑑絵図面地山境引墨
筋各相ヶ方ヶ所、合二書双方ヶ方ヶ授ヶ向永年此旨不忘
有遠犯者也

享保十三庚申十二月廿六日

稲下野
久大和
筑播磨
豊肥後
阪美濃
大越前
小信濃
土丹後

丹河内

宜豊前

若しかの名を聞きて羽黒に下りて国中を穿す騒動
起る所なり重の松ヶ汁流出づる出事の高表なりと言
此後代の物語と追加なり「成敗」

本社宗氏愛宕元宮大之事

為也五年二月九日不意に出来て明徳法京年
かりにて屋敷の風と高来郡伴の有馬法ケ比バ宗
氏大に怒りて甘糟備後守を遣はして家の郎等八中
より乃ち九二郡の老若十五以上七十を限りて人数を促
し大焼寄の和にて出陣し遠征平田美濃守内松引田川
近所の者共を部下勢に交へ卯刻より夕暮に相迄
山を攻め寄せ山の信仰社人巫女迄一人も残さず討
らんと言ふ風聞なり甘糟備後守八幡宮思ひけん
此度の軍武士の手を以て明徳法京改道様また
一て破戒を慎故神慮に背くかなんと今年国
於くとなりたる信定極らす数日を送りち

今陣く此旨相聚しけれ上杉憲領宣ひけるは
会稽の恥忠功に依て徒に一向に童長に
下し給上は今更変改の沙汰あるべうべう弾正明徳法
京兆等に忠功の者に依て徒に他の長是職に付るるは
寄代大切の事家康計ひ奉に依て吉秋伊豆の衆
徒最愛の所領を以て第に所てるに成ぬ
此外の者相ち生涯長義を為て人民困
窮の上に方々乱国の新に因て為に童長を逐
切随て国ならば今更方々の敵の中他家に猶
道ならば生涯京徒の張本三人の者を紀し生きながら
足柳に山徒に足徳ましましけるの刑罰宇氏の計
らひ備後守年条の外言ならば夫を一乱に
及ぶ所の事ども前の明徳恥辱ならび家の名部
多く計らひ但ハ家の假陣世の恥を雪げ
で信せられける上意の趣に成ぬ宇氏に呼ばれ使の
侍目迫り聲切して無時き忽に絶入り宇氏扶ある
きて立ぬ無勢を引率し大浦の城を出て
浮勢儀を空塔に雷天に立て大内年軸を

流すが如くなる大地震揺出し地面を焼け
ば諸軍あきれてしばらく陣の内に怪を考へ
居て雲一ツ宇氏が面形のごとくなるを
空に望みて雷鳴と落ちる矢城中よりとびくるを
の軍兵慌てふためき合ひ
炮の如くに打続けて法螺の類をきいたり陣場の戦
ともいづくにか消えて空より降
光物時雨のごとく宇氏も出陣の旨延引をなして庵に
と腰をうちて居を所にて南方の方陣間の様

本陣を離れとなく降ちくる丸石と家宅をけたば
の者軍法者共を陣屋の内に者十三人押ふれて
居てもちり中に宇氏ハよく覺を者ども
ざりなども身ハ首筋を続ずに潰してで死ける其陣に二万
五千余人と数えて人数なれども是只事にあらずと思ひし
ば黒雲の震ふ如く来りしくなりて逃失せしこそ国
人共行衛もなく落て僅に残る家の者共妻子
を焼殺され為ちなくと焼焦されて兵員一万四千
ひとりもなくなりて空に帰て空の三百六名

辰の刻より漸く焼跡を取除けるを見ば大将宇氏の
母堂甲冑を着し甲冑を着せしむ相模
守の上に雷火落ちるに古人死の所なり
如く面と足を残し風情なり迚て城内の男女児童
牛馬犬猫の類まで焼死せられ有様目も当てられず
哀れなる事共なり

従上杉景勝公羽黒に使者之事

甘糟備後守山形城を攻て会津勢の敗軍神明の宮す
る人数多の者共を集め三月
八日上杉七郎殿人数の内を分て関ヶ原へ向ふ
ゆて相馬七郎殿を使として御指南せば遠方を焼い
て向の敵を守て初て其内会津より宇氏敗死
の報迚しけるを景勝聞召て人数を悉
修理亮に相兵衛と上杉弾馬三郎
兵庫を召て城代に相馬三郎
直江山城守に使を遣し仕

きりたば寺僧にて五行頭く寺をいとけなき相国才
が母方の高の小まちに関東の方歌い宜敷ありて
新うつ[illegible]はを思ひ出を考へて定角和法然で
之の法を直新する山徒を賞金訳を出して堂塔の
修復に[illegible]中直りせず財産に成り必修と思ひ
様々ありて世の六徒一段さうでもなきまで方寸
法と和をなひのうち金を出して[illegible]京徒の
中[illegible]の実修を[illegible]方法をば都で味方
の寺[illegible]れと直江城を再と異見をかくけば

修ともに同りて接見の京延をして星合を和[illegible]
武貴堂塔の今[illegible]ねば[illegible]双方和法[illegible]
[illegible]れけり

相国山[illegible]氏出陣待役之事

[illegible]宿老[illegible]八月下公法流寺西向三院の[illegible]明院院の館
を[illegible]氏出陣の待設せして老若共に軍貴を
[illegible]修寺の[illegible]を開き敬[illegible]の[illegible]無状の[illegible]を磨きられず
[illegible]叶ひ老僧[illegible]腰[illegible]修[illegible]之衣を着
[illegible]の煙[illegible]煙ぐらを弱[illegible]歌退散の法を行ひ[illegible]

て過ぎしころの頃 右京の勝士軍茅根行及自ら之及
ばして長生てなくぐ左の新蔭の大杉と駒の響の音
まるで筆ねの老杉さて西方を指して飛びけるべば白
波のたりの柳ようと多 吼えかゝる仏て某仕壇の中夜
の月を動めるるべば こく肝を冷して寒出でち陰の穴
住定浮陰国寺として 方丈まげまるべば 坊舎周章て
立て之をはきかるる雷侍 雨霧降りけるべば 稀有の
思をなして山中の坊舎不安を生ずる 空月の書 桂 高
の下信あく登山して 時なる 時の中の刻 高の

杖を引き掛杖を加き 寺塔を結ひ 陽の苦 法住 法の
殺二の五手 体 るるべば 中々 泣て叫ぶべば 今宵 先住方
へ 来るを 陰 義 生 家 と 一旦 逃 て 内 面 の 執 者 之
中 逃 けるべば 細 く 泣 て 手 間 中 家 に 住 時 方 物 べば
変化 者 の 観 音 と 如 童 を 集 て 来 迎 住 住 吉 一 高 討 て 去 を
国 て 神 時 坂 高 坂 薬 師 二 ち 不 堪 ち 不 敵 ぞ と 思 ひ
名 体 唱 呪 て 此 一 寺 ち 中 福 寺 の 宮 池 ぞ ち
月 時 の 鼓 て 見 て 知 る 踊 て 御 走 て 注 て 八 寸 と
十 才 の 童 を 刺 殺 て し け る 仏 十 三 の 児 を 陳

ちまたあけてはしけるは秋たちまち山陰激寺の氏神稲荷大社
神の奉せるものなりとて多くの夜の明るに敵い強くして打撃き
人あるこの山の落ち怪 明士長神 傷軍地 荷ちせ 長平の養育
屋を見遣と今既に向ものなりて氏子の長一人も忘れずに
仏財産を家に運ぶ安堵せしめ能作ちる草創の事か
今ここにて九百余年を経て無ちの報もなきもの社なりとは本
代まで計り知るべし万民安穏の利益極地方便を廻
し神敬をたてまつる仏教を尊ぶべし誠穢悪自業
自滅のはるかなるべきを全く神罰と恨むべきを是皆改過

の私あるを信て人民の誇り起りたる中る高言に限べ生
業を教実にぐうべ千年万木 皆是神の賞物なりとはら
はらと注ぎ雨もとばうえ 高徒長かついて意の報実を占る
仕不審をなすあるべけ 是を 極楽 極楽 ありとの
大きなる私の材木十五つくして門を建ける 此 長 の 報と
とあて十五年 ぶ 在の側へ 捨てけるば 万人 立 ち 立 て
無 疑 を 時 ば 今 私 ち ぶ 言 て 煙 の 縣 く 立 け
る を 怪 み 入 る 者 の 高 海 の 陸 を 隠 通 け
るが一族 に 向 て 細 々 と 語 ち 所 を 聞 ば 今 私 弾 ば

雷火と地震と敵亡びたりと申事は公方様法性院宥
順より依頼されたりと申事は公方様山徒衆徒の悪
作仏の誠をば書付け給ひ然るに同三月十五日遊行
の使者として牒状を勅書の趣旨甘糟備後守使者と
別へて送り来る状に
謹言 叡山寺家徒中直江山城守並徒と上書をなすと
ても本末相違なり然て今又信用なる使者
相添て即刻使者の見て高声に読む
を通ぜざれば公方様等の命黙難の宗徒
今日使者宣して強ひられ和尚尚しくも山徒の中
ゆえに使者宣して強ひられ和尚尚しくも山徒の中
に相違の御状を以て使者の申様
強ひられ和尚尚しく思ひ上て福田坊慶秀と
信近生て使者の申さるゝ所あるは先難一乗
寺尚なく寺中衆議一致して五山中をば
をば寺奉行の者に命じ給へ
日里山金議光大衆揃之事

昭和六年陸軍大将石黒忠篤男爵実弟として実篤は
高徳の人にして夫人に関する高徳も亦新聞紙上
を賑せり男爵は自分の持つ所を以て一切世
の為に慈恵院法人に寄附せる衣裳一切刀剣等
迄全部中一切は全部新の為めに三男に譲り
一般に貴重なる例を言へば宮国城寺一八法の所蔵
山門を形式に南都に元来一体一つ山門者に寄贈
せられを注意の通拝受して金沢市御の衣類を送る法
元来大高徳之を持つ様なれ三月一体と変改一世代

まで名を流し今の世まで噂する事方朝の九重塔建寄
者が富みて高くして樓花一日の華と為て思ふまで松杉余
長うして書く所とする人よりも深く感ずる所
所拙なる今和歌の集の持つ所や貴頭家之来
仁義の道に今日七八年拝領する家氏に国司と
称する人中明治維新の間僧侶日本之双の山の長
更を称する人中是二つの要政今日御之高を所金
銀に目くらんで神徳を捨てず中さるや今度上杉家
と和睦せず公解信浮き義者之を調伏せ事努々以て

あるべきこと也。其二者を仕へて負女ハ南を之之ずとすれ
ばぞ不勢武ハ胡國と云なる物と新を隨ひず他信ハ
亦信を信て夢想の者を仏と敬て遠ざけ遠すれ
今甲斐国人こ心信解ぶ門徒を作て来くて
是勝方の貴者て雲衲の法施を持ちと云ひ
ら長力をんて老若の信仰の向ひ行ふ法ハ宝物方か
高法名を呼れまと言ひ申ひ乃ら雑の若者を高て澤
因坊大士法方有源空照坊大士法智等大時澤
中分布て新を云て宗氏教の異改今更云くまたあ

山中今津一味の衆徒ちて立て る細述でんをいひけ
ば福国坊慶秀擅不隆祐清新林坊快道坊と云一人
吉野の若者大力の杖を為迎て 清水の衆徒 行事法
味の族一流吉段ちまで連名の到形新れ以く明尾
浦の城を攻て一神領を取 以ていたをば以て安
ぬを安ちも 如りと国仏して連名の前業に起法文
を文を三十三ヶの大隆を神て門弟国帝ちまで
一人名を作ると一味国仏の勇到智振て会我の評
定しけり先右隆ハ豪清隆国竟南之坊快賢特轉隆

聖後法師坊宥慶横川院宥海弟子坊海仙見王坊範
順福圓坊慶秀月蔵坊秀仙寂徳坊宥圓善壹坊宥性
僧都坊尭善玄陽坊宥快圓弥坊祐性擁所院祐信健
之坊澄親等世々院主其数十二坊見同寂侍下部
信俊の弟子世々三百七十二人長刀金棒捧げて愛宕
と申す世々清四坊法下宥清の同寂子義圓七圓教寂坊
五十余年人常蔵坊法下宥盛の弟子、東林坊南仙大泉
大圓等四拾余年人院主其南陽坊宥範法師坊宥圓福
乗坊等小等世々南谷其大乗院宥澄善善坊部性
西善坊圓忠陳少坊太夫坊周紀玄性南性等を始て信俊
世々七十二人世々室照坊法下法弟の弟子に源秀源真圓善等
長傳寂陳内蔵の世々坊法弥を初て五十余年人山伏弥
力丸皆他の部坊能登坊部坊再四部坊坊鬼和摩
義左位上総光永一条薩摩法永坊馬中将寂年綱云位後
肥後越高等世々坊々南海院宥之を初て
綱之位和泉の氣後大乗大夫僧地福坊但馬二王定雲等
自他共に日尾雲四部坊法の九部国海地食の義僧性
国義院古升様志無蔵等世々室寂に梅寿坊基性基円

法華海国新海寺海上下漢寺法師寺下賀茂後
ケ堂院有力者貴堂有先世坊自業を初として五十夫
義侍ハ一聖坊法海ら弟子同新五十余人 三宅宅麻呂等
等伊賀伊賀金賀等ら 絶生坊真祐ら弟子同新四十四
人 学問学問僧等 第四 年福宮信ら ならの後北の宮
ハ智光坊紀氏ら和ら 智法智鏡智慧 智義
智通智信坊 物部三千八人 ら高麗人 ら高麗人
安漢金等宰相一の弟の自坊仏性 杉之坊 吹之大脇 之林
坊常光 礼林 泉笠の 即坊 治冠の 加手坊 法ら法 八法性寺ら

受害性 高良等 社保ひ 都会信信 安坊 十八郷 四十二絶田
の在家駆男 三千三百四十人 ととまって 老若二千に
ゆて 一千余人 ハ山ま 新ら ま国 寺ま ば 二千三百八 一騎当
千の兵を撰出して 義演 橋猪ら 高 坂 無位 法廻
して日夜の用心 怠らず 理屋 差 わく 斯くて月日
立つけ 共 合津 ら ま待 ま 高 て 新 部 て
杉 直江山城 寺上 氏 北 軍 法 ら 法 ら 来 ば
寺 敬 廻 月 ら ハ 又 ハ 上 ま の 法 ら ね 石 国 法 新 ら 補 之 駆 て
修 起 て 変 て 大 軍 を 作 一 百 ま ら 百 ま の 百 ま

とて棺蓋まで[illegible]とも法法一ケ寺でも出来の時まで
諸親人の方々も和を求め出家遁世の後ハ思ひ
られつゝ乱世法滅の時もて出門出家をも
脱いて中世の廣宗と[illegible]ハ手法[illegible]
和づゝまらく又豊長なるべき人ハ生ひ立ちを拝命願
人信ゝゝゝ山徒と初宗宗師として伊勢宗文の結
書を四ツすゝを拝領なるべきハ三千の衆徒
の豊長ハ宗家拝つまるの宗堂一宗又右面なる
子信宗を拝ゝゝ者ゝゝ乳母の如廣信徒宗徒

近習なる故稱氏の名を假ゝて宗家を拝ゝ故ゝ宗
ゝ之つ衆徒も自ら酒色を好ゝ者ゝ[illegible]ゝを紀ず
ゝゝゝゝく世法の行法を求ゝて稱門の徒と称ゝ
砂つの宗和を好ゝゝゝゝ之宗稱ゝ日信
南方師弘法方師ゝ和ゝ法ゝ[illegible]ゝ時[illegible]宗
を行ゝ内教ゝ故信ゝ[illegible]ゝ師ゝ和ゝ之宗を
信ゝ者ゝ稱ゝを尋ゝゝ[illegible]ゝ師ゝ拝
砂方宗と法ゝゝゝゝ比叡山を建ゝ[illegible]ゝ
稱ゝ宗[illegible]ゝを法ゝゝ[illegible]ゝを紀ゝ棺ゝ[illegible]ゝ稱

法を学ぶ人多く稽陵一宇の三宝寺のうち和朝の寺書に新
田ふる氏族の人吹山門の高徒宗を学ぶ新しく修行の稽
陵の門弟多く学て在りし時日蓮の稽陵を得陵とかしこ中 高徒の戒行破
ぶりしかも又仏法の中の旧教密禅の宗を行ひ他教
者ば祖を乗りてすべ顕ハ伊教聞きの教ハ密を聞こえ
高徒山建立ありしかも 是を過ぎこそるの宗教 宣し
て過ぶの寺領あるしかも高徒の門を名の者を名れて
酒宴の日を学ぶ児童を学して教律 [illegible]
伝長しの寺領奪られて後初て法華の門のまもで

しとぞ故に事寺解の銘に弘法の宗に外にも宗教他と
教門内に雪渓の流を汲教 記 [illegible] 多ふ顕密祖
の宗学ぶく高つ中しかも宗学の全部なりしかも今
更ね学ぶも高徒の中まも 法を新
くハ多くして稽る梵学新しの上遠教の文よ為して国
郡を奪ふと [illegible] 何事ぞ

安房の寺住野の事 三山新集に 石稽陵の縁ありし抑ハ
ハね宜山上の私室にして 特別境内の概要と申しくる寺陵ありる
又昔ハ宗教 教門 寺陵壹清内坊などいくる寺陵ありる

、ならし揚のまゝをもとして以つて宝地の跡とし伝へし芝生なり
又日皇地従古此所ハ太皇山葛納寺と号し三石坊の道
場なり称徳天子叢国をもつて此寺を修行せしめ給ふ
昇天なりけるより民俗第一塚祠て故納皇子簡
といふ此名を残せり寺門の礎堂社の跡今に存るとぞ

本間七郎兵衛新開之事

此所ハもとより傳奇の法人将軍の[illegible]を断し謀略を運して[illegible]
[illegible]此を[illegible]を備へ七[illegible]国の[illegible]を[illegible]其後

景よ山形にて菊之助親自ら其里を信し筆者の紀年寺の
橋を供養して詩歌の友を募りれ然るに思皇の宮て
橋し見足えてとあり寄信民私語る今此を八大将
法得くして明る自ち寺ハ秋の初牽牛織女の会て説得ちる
根日[illegible]風都[illegible]乱[illegible]
いにしへ続の法縁逢て宣[illegible]上[illegible]社の満回て流行
く此の彦[illegible]頃日[illegible]神女[illegible]詩稀[illegible]
しよ今[illegible]東[illegible]目代宗氏[illegible]今[illegible]社
領[illegible]軍兵[illegible]国[illegible]番

に迷ふの往来を破却せんと欲し　可否中立を定しけるにすべく
我をすて御の羽翼に依全寮の三流支社支流の往還
殺逆し一定の所ハ乱国となるべし　我智世和協鉄の為に
先をもされぬも士の所謂近時の爪牙の任を作かるも文武経
営に携つとも士のをさ所謂境様るして指を一傳うれば
謀逆の時には報恩の地なきも大家返して萬民に安堵せ
去るに京都の主家之魂の追善に供すべしと言ひける
浪人ありし侍従澤宣嘉一味新氏を出家を致し所
説法には諸の近時の外様もまたなくべき与の謂然る

つきやらん武勇力量ハ物を以ても文道の仁情備らずては
万民の困窮ハちらさるゆえ延澤飯盛守鎧直世服を
かくいうて詳議通ちらし所に浅上総守かしけるは
去年十五里ヶ原敗北の砌中山玄蕃が手に陥されし討取られし
時まゐらる武士の妻子共縁を留め世に民涯夫山賤の
交り落たる貧窮の頃ひて新を申さば忠臣も
旧領を嘗みられ此の頃まさる地集り我は時和運鏡な
く前之を免角所存諸侯の先方にして其の中に門葉従れを従
所に楮主の在る人々を一入古郷の旧様国の風俗をも伺ひ見

られいんやと謂て申上られぎる山名一門新皆く思案して之を
大意附の的迎沖能登守を召出して人を新れの方間
左の歌の婦よ七郎知るべしと申上る氏家宗左衛門
は者ど四十を博ずず大事の御指使を申仰せ蒙
る家の意行と金智仁道の思召事者ども少及ばず
不意の仕出ば一時驚くべ申上げる題目は十八条を以て
仰せ出る一堂男子の名行き二十一条を以て功名を選ば
る御寄り相よ申表る計ば分別して言の法申
まるべき法物も有られず氏家宗左衛門申上る不思議
の者ど

思へども又言ふ方なき御仕合と申上げ奉る
まんにもあらず各立て論ず尋ね奉る先山名一門家書遣
法の有る国々名所物語り仕る雖延典接亭を申
出て和寄詩聯句の遊を為て称と遠近の名を慕
まんと申上る方七郎義の江を別を為て
相分れ折らすりよと義の江を伝を国の家でまでと
遣ると申上る外武備志書荘老れ主稼氏の書
まで学ぶ通て学ぶ仁性の法を成しる若者
仕ぶ義を楽ぶ学問の学ぶ者と並

て思ひしかども幸一所が年古得をいだして即ち名主
をたのみて國次の出腰の物を賜ひ旅宿を求めて
し新宮に信宮ありしかども和歌の外人知るまじきと
修験の宿所に泊り一夜経て後一門も書はず友達八人姿を
変へ山路を造りて牧浦越しにして行くべきなり先ず美濃
間が父を馬鹿をたのみて伊勢国新宮海辺に到り功名をなして世に
知られんと思ひ此れ有るべしと云ふ所殿国にて吉野
八人の者は根来所を経て大浦の方へ行きけるが丸屋
にて名を称用和有て三夜泊り国の案内知らず金
峯山に参り部屋を用ひたる計り家に地の和人の和とぞ考へ
ける所に山の峯に山に参り三夜逗留して出
洞新山に越えんと思ひて先法印所のまるに聞
伺ひて行けば関所の如く外なる如く
強く通ぜず礼修行の人と思ひ山に力を指し弓杖も尖
ばかりにて山を出でんとする高物宣げ通ぜ
武国にて入りしかども密修者にて者を解き
足に力を添へずと椿沢長力を以て出でんと所面に考へ
ひとりあるべき関手にて言ひ通りきたるの法と

提げて相手に成部信弘男に向ひ、彼等が手を中し廻れば
速に叶ふまじかりし、選ばれて討死の名を惜しみ、信
弘八人つゝ手負の程は莫大の奇物なり、言迄を示し
て逆を堅めたる刀を抜き、大音声名乗掛け、我れ小武者
修行の為に出でたる者なり、時と申さずば思ひ寄らぬ
事なれども、敵に対して名乗掛け、関寺に
呼ぶ雲ひたくば、雲中に入て打物関にして切て入る関寺に
て、敵人呼れ作る武者八人と、くるくると廻して、後相無くして
打出せしとしけれども、八人を太刀打の達者なる関寺の
者共は、新手を入れ代り左往に廻り、関寺を曹猪俣
寺家なるに、当世の豪傑と言ふ者なり、武人誰を今を我れ
ばかりと、七郎の命令に従ひ、組合せられ、七郎に向られけ
る若童共、皆討死しける陣を宜くて、今に名を残す
計り、其を修行の人、逃るとて、七郎
八人に一人も討たれず、以前の武者、武人に
なる者の声を聞て、中々は物に清りの民、只今迄の
狂を抑へ、貴所の縁に、さられば、古傷を負れ、
喧と実の言葉を、上より下へ、なるべきなる者と、酒宴の

湖を渡り美濃に陸てんとすると雨降り出で長刀ねりて奇兵隊の旗を立て船を同じ所に吃と立て大谷同行の人々新たに出で来たり漕ぎ出で漕ぎ廻りて陸に着き後の方中ほどに立ちあがり進べんとせられざるを同じ八人の者共四番の船を着けられざるを不審に思ひ直ちに後ひすがの船もこれに続く村々に多くの者集まり出で迎えて楽隊を奏風雨空の郷里々部の役者を書きすべての富国を記し生徒諸者

ゆく間に仏を直ず諸藩人健民を治ん第三号の鋼より分第三号廃藩の一時同じの法を抽んでて

内直の者共の建言を認めて藩の概年地形田畑の沿革をこと書き流通するの趣旨を四十月計り家に帰ることもなく伊達して然るべきを一人計り主張のもあるも

ぶと云ふ人々にて来たり宮の安寧のあるをこれて年

歩と自ら自ら軸を保さんと怪あると一歩共治歩

きい乃旅行を急きたり宮上の境へ入りて夫より帰

ることの新言上の役者建判を差上げれば義之斜

なれば法度をたてて五倫の教を明かにし給へり是聖人の
孫川村兵右衛門殿物ごとに也婚姻のひとり
ゝや氏子孫まで傳る家にて百姓なれども
相模の海梅堂と申す者あらず志國侍所兵衛
りしかば生日の事一の筆にてはつてゝや
七郎七郎是い問者たらんと考へて夫問答を用ゆる法古今
を見聞きし所新に生國を定むることを教問として
生國の民其所をとゝのへんで教を内面にて郷問として
是い百姓のみも限らず学院所人是ゝ問者とゝ考へて

或人の言に曰く新に通ずる官問しに学生を法
大將と考へ軍陣を立てゝ兵を統べ給ふ世にも士卒等
陣所人まで其意を語て和ゝ賞ゝ罰ゝ定ゝ
事ゝ一ゝ又臣下たる人主を諫ゝ己を正しうして民を
撫ゝ士卒を仕者ゝ考へ事ゝ多所生得ゝ人猟
酒色ゝ耽ゝ淫猟を好ゝ民の煩を顧ずゝ文ゝ砂ゝ
学ゝ孔孟の書を学ぶ者ゝ仁義礼智の道ゝ学ゝ
を学ぶ者ゝ智仁勇信義和を誦へ者ゝ治世とゝ
らば何を学ぶ術ゝとゝ世ん故ゝ家国を州ゝ治

又他國を討ちなすの信長なれども拙し他国秋
毛たに入らざる芸國の法度掟改むべからざる善悪共に改
むべき民必ずく者ども和もに入りて法令を有き
役をなして年貢をつとめて所の要ひやうにまぐべ然る
時は他国の武士百姓共に従ひて他領の者
ハ此方の問者となり此方の者ハ問者なりをば敵
ハ此方の秘訣を窺ふなり又在国する
神社仏閣をば修復し山林竹木等を伐採すること勿
れ神人の教を以て國を治人の神の恵を因て遂
を保ち幸い信ずるまゝ世の掟とぞ成
ぬ

羽源記巻第十一終

羽源記巻第十二目録

一 初篤元政宗嘉光對談之事
一 岩崎安宣元政宗武勇之事
一 上杉景勝郷ヲ家上ヘ使者之事
一 如月姫家朝辞之事
一 家康公奥乱ヲ進発之事
一 三成依讒敵軍評定之事
一 近国之諸侍高知勢山形集る事

一畑屋城飯田横手守討死之事
一後白河院宗久加勢之事
一初瀬重合戦城兵高名之事

羽源記巻之十二

初瀬并改宗義之討死之事

奥州の大守輝宗公の御子に源義光と申寺とゝ婚君なれば義光の婚姻を修理大夫奥国の探題の名代初瀬物色出羽国の武士ども打寄て迫てせめる所宗氏初瀬の代義光て出陣されのあるしに実氏年の変なれは日ごろの初瀬を存ず長上に意恨をふくみ内々思ひ合て作をつくれば義光も相応の用意ゝ馬ゝ一ケ月ゝ出陣

のことなれば、郡士のなり公用にて、後は公家の
格をけさき計りて世を活なる用なる職にて出でたり
生涯なる学問なる二月末に初音なるを聞くに思
ひしけん音なる出るのなりつゆ忘れて毎年ゆきた
と存ぜずと信ぜられけるとて政宗も此新人の中れ
ば法服をもなりしとの事なり政宗家にても誠あるし時
偽りの法封面をもて律新の穢さしてあるの内出会のか
く和らぎ交をもてなりて新を崇拝しく出すを国の
作物を調べ法施言にて御見をカカの名代を法壁として

生涯きのひて婦人の作理を夏作を吸おるなりてなり
は山市の市の中伊勢は市言なるてなりて何をも出正中をべ
くれ強なたなる長務の内宗蛇切丸を初刀にされ強和
甲冑の新をもて法垂法事れは付けいなりと信ぜられ政
宗なるしなる実に秘言なるは新作なる
物を望をもいて信ぜられけり新庫其内平原の法寺和
何をもてなりと問ひけるに政宗宣ひけるは秀頼豊臣家
田州国の国郡と伊達所領るべく甲冑なるを新人共松島寺松
甲冑なるを新をもて信ぜられける是を外

の新潟県の三郡と上越の土地人民既年より金限を設けられ
はかんの方面をもって行うことなるべし義光大よ
ばびのみにて年後の時日を詳らかにすべし宣旨
三日内報をもれば但時の思をなすこと不可無
と雖ども此方と方法若干の不利なる事
何時なる宗牛成屋道忠両人の者共
を法法行って生男七八間陣して所の実に所詮なる
新田なる所志の達会八幡宮の神前
事は あの申ふれ法をもれば大守なるべしいやく

一神仏の命百八数年間年毎山寺空為く面白有れ定
めて生新からば 上杉新田の下長井の境調見るべき下
の一まとめ方の屋より道忠と氏家迫浦は二ヶ所さるべき
宮まとめて信せら政宗 信は生年 上の山義政 退治新
田新文 輝宗を文へ 何時の戦陣なるべきと
思ひ 人 方信き 法 なるべきなれけるとも
是夜弾正 自 つるべ 年 芳 国 者
御方 齊の威王と魏の惠王 会して 郊 田 魏王の問

國を窓うて齊王の臣和寧をもちゐるものハ何ものと魏
王の曰四王として言ふ[illegible]しかるを大國のまさに言ふべ
き小國ならんや若しの時ハ[illegible]ぐく注す
る盟ちて告げ夜半の前に三騎を照らしを持て万
乗の國として何ぞ窓うやと齊王の臣寡人が言を
ちゐるべし文をもて別ちて者が臣下に擅るとして言ふ之
を主として南城を守しむる時ハ則楚國ち冠を泗水の上
ちたすべ十二諸侯皆ちな隨ふ時ハ[illegible]
言を守ら[illegible]しむる時ハ則趙の國[illegible]事を方ふ

淮狐をもせば警更をもて徐を守らしむ
時則燕の國人ち皆門を地を拿趙人ち皆門を地を
拿て是を隨ふ者の多き[illegible]を主として
盟城を守らしむ[illegible]ば燕人夏を氏を犯す道遠
ちたるものを捨てこの四臣ハ將ち予宜を照さんとす何ぞ
十二時の事のみをもくく[illegible]を[illegible]
バかりの事を以て[illegible]
韓諸外傳ちもづ

岩ち崎安宣氏政家武勇之事

奥州の大守政宗の先祖を尋ねあつたに藤原の家系
一世藤冠治部卿十七代孫藤原の秀衡の末葉にて
陸奥の郡司にして奥州を八郡に分て郡司を武
家諸侯並侍にして秀衡まで第一の政宗公に迄同じく
同郡荒の如く奥国まで心を隔てしかも政宗公
四岩城の要害八丈余南にして物見櫓にて少勝れと
中にて川幅五間余ある大川流れて人馬共に歩行難
なれども三尺ばかり人馬通ひ難く南より東に
水堀一重幅二十間深さ五尺余に高新伝馬寺町迄地く
御馬でんいなぶ道の郡にして城と寄せ合ひ城
城ゝとぶらり昔奥州先年と中を在所に古城あり
四片年より一重堀に相海と中を在所に隔あり是八片年
の頃下ると中に天正年中に政宗二方相と攻落して
在々所々の山城を攻破ると物の相ゝ来るのあるが
如くにして在々の武士心も身に深まず居る中に
相海の城主の下に相馬義胤が恨を中にて宜ふ
吹屋を中間ゝ相ゝ恨ゝ恨ゝ居ちり

と工作を為す片手間に雨く歩らんが何をかなすべきやと
所詮御料とのことを聞き印まを逆さまに覆して主人老年を
推て老年人主を捨べ給ふ城を明けて渡すべし一大産
の咸伊勢び万代を後世に伝へ
善悪虚実を吟味なく物を申す者は必身を失ひ又は恥を
かく他のく性ひびさい虚実の吟味和ひて事をなすべきこと
奥州道程記より遠ざかる

従上杉景勝卿景上使者之事

豊太閤秀吉公西国討伐の後石田治部少輔三成叛逆を企つる為
為上杉景勝卿と示合せ夫より景勝卿も東国
奥羽会津若松の城に籠り密々にて隣国へ廻文を以て諸
侍を召集ひ給ふ依て山形くに和泉五郎子息使者を
以て今度秀頼公を守り立て奉らんの義
を云ふ一味なるべしと仰せ聞られ義
上会津迄来のことなきハ別して入魂申なる生涯
申越られたり依て義光の御前の婿子修理大夫相
宗甲州市川市左豊前守志村主殿雑賀孫左

生ず。時伊藤弾正忠宣工ハ幸勝ロ底を察せん、
秀頼公幼少なるバ家康を立て天下の事をつゞ我
意を得たる秀頼を事を近国の侍を保さ
と定めん事をバ各方の如く我数年多年の恩
恩を受けること山ともこの海よりも深し然るに
恩を忘れて不義を企つる幸勝一味をゞきこと思ひ
ずんば速に切るべきをきはもつて上使者を教言
不日に会津へ会向をべしと思ひ上使者を遣けり
遅延時を延ばで用捨誠に深くゆゑ遅いて過年

を運ぶ山を立ち数代武家の家として関東一の大名
なり弾正家康公敬対なりと思ひ立たるとなれハも
一人の是を伝へあるまで定めて近国の侍ハも一味す
賀をうゝし其上者ゞ始を分け行なれ会向ありて家
らわゞ諸方会津を集て思ひ大事なゞ
し初めて諸方味方のお分を以て公家方の敬
国へ使をなゞ千二つも物を捨てゞ叶ゞ
て味方お見せなゞ長逗なゞ如何を仕て引て帰ゞ
逃ゞ会津ハ秀頼の儀を止られ幸勝公へ出向なゞ

きは内通の趣さたんをぞ山旨を家康公へ内注進ありたん然
るべくんば先ず京勝寺南地は其向の子細合なくば上方山
長谷寺の城へ加勢さす越すれ数日を過ぬに京勝公和
議の儀を仕るき近国を見ば必柳原中をべきの間其者
国中へ敵を引入を江一戦をるべくば地鉢と云又時分より
仕様の儀もこれあるべく御和をは後人と常の中をなると
程を喜て申ける是は義光公聞召寄何も聞
申候然るべしと京勝公一味の者之旨に返事の使
差上ける家来分くも出られぞ手馬を以て注進申ける而
の城へ普請出来夫に信濃守殿加勢を差越す手配京勝公の
使者を以て出陣の用意の為て金銀数多送り義光
見給て迷ひ一味せんもあるべかれぞ山路和泉守為
として既に返事をしの事を有に豊前守殿向
の儀をさて書き敵に対方の心底を知られざるに先今
度は為宜き様にと仕る京勝殿公の同心をして
金銀を為遣の儀の内有所物ひ中を及ばぬ馬廻迄
配分場へけり者に伝て為を有様の者ぞ是を
義光公へ会津に一味を思ひ寄ん事を呼

日ごろ学んでうる色づき、越ゆる不可の理人倫の家庫の
法度を捨て会津に一味徳川を思い慕ひ、終に秀忠
公出馬に相成りたるも中々家康公向て敵討する
すべきこと能はざるなれば関ヶ原に於て底意を忍び秀忠公に
恨深くあるより兼ねて他言を憚る秘密の法
姫ヶ丸を関白秀次公新へ嫁ぎ給ひ秀次公の
し難く思召して上方まで連れ給ひ封面をなく
秀次公ご存生のうちは御後の関白福原殿御信付
けられ秀次公の御ふくみ三十六人六条河原にて害せ
さる

1 義光公の御姫も生まれ給ふ義光公と在ますとかれば
世を御隠ひ給ひ高の日清山就後と申
す者と名乗り明日秀次公の思召くを三十六人六条河原にて
害せらるるや和姫も生まれ給ひ間敷なく御
命乞ひ給ふ姫ぶ最期の祝儀なるとて清水宣しく
と仕秀綱異てんと存じぶ日本新うつ者共
問い明日六条の使者来るこ各存ぜられ如く我数多
子供地蔵の後方事心へすてのうるべし返しも我人
と申けるまくに高くを極めた事の使ひ如何な

事ニて取りけるに左のみ隠さゞる体なれば世間
の噂の所元の伝兵衛の祝ひとて呼れと伝ふられたる
出立の体屋形の体娘かく不定の客に遊びの事をこゝ
ろ安くと云ふ事義之公の体ふるて何と世上ぐるぎそや然
る雑兵のもの多勝手ふる時ふとて主人で伝兵衛を討
逃ると世間十文字に捜ひ死出の供仕るべしと存じ
詰ると伝ふれば世人皆感ずる何とて伝ふは
所元の伝兵衛の祝ひ言ふ伝ふられ出雲
生駒の屋敷に結婚ふる遊ぶ中

義行の事ふて一山事ふ義之公はすでに流後ゆ中ふ理之
容子ふて伝ふ八郎ふ若ふ流ばそば
正ふられ五郎ふ子ふ生きものを生れふに山者娘
元の伝兵衛の祝ひ言ふ伝ふ出雲
伝兵の大名家の伝娘又八高位ふ高家宗の伝息女
伝兵三十三人軍一騎ふ四五人死軍一六年ふ子ふ
しふ伝言を初ふ一ふ宗ふ宗旨ふ畜生塚ふ建ふと有
の伝ふ伝ふ義之公伝慈敬眼ふ三日ふ湯れふ
斬ふ伝ふ義之公伝事八一生

十歳迄ありし太閤の子もの為を御用信長公遺言にかけ
て到家康公に成敗をゆだねられまゐらせ別して太閤隠れ
給ひてのち世に伝へて義光公も常々とうけ給る宮文
禄三年関白秀次公自害の砌家康公も供奉
れ給へ義光公二男左衛門督氏と使者の人日氏出羽守
守を立て二男左衛門を近江に遣ひ給ふ勝ゆるを
元服の家く内用を信ぜられ上給へば家康公恐
光限なく其方心入とゆひ又八国拝領の恩今なほ忘れ
難て乃家康公の家の一字に免ずして家紋と賜れ
ば地を剃ぬ剃ぬにかやうの内意を拝して今日に
味ふてよろこぶこと定て皆々驚ぬ者ばかり
すくなむをるべしとそ思ふ

おいて紙宗期辞世之事

義光公の御娘おいまる前生涯年十五歳にて伊達小
野中務少輔の妻形の砌関白秀次公頼ゆ御不豊にて義光公
聞給ひ急ぎ上方まで送りつかはす秀次公
薨去の御葬礼を営ませ給ひて文禄四年有

十五日脇坂淡路守殿行年三十四歳を云て逝去し給ふ我
娘生家なれば殊に哀れ深く侍る敷淺うして大関の方深き
御事なれば為後世長く思ひ入れ給ふ故に御法を尋ね給ひて
漸く法を尋ね出し給ひ此度御場く今迄よ
て討ち参らせ給ふ姫君の御遺の往生を祈り給ひ家門の繁昌
源をきる御院の刹土なるべきの行く立つの陰あるべきを大関を
主君の厚深なられ給ふと申えけり書しく小原宗物
語ふ云ふ三アが心を進加へ者也

家康公奥羽御進発之事

寺社上杉中納言景勝の領国会津若松の城に引籠り上
洛を云て事新に御代りて江戸内大臣家康公
御勢の命を受て東国へ御進発ありし慶長五年六月
十五日に出馬し給ふ敵方の諸将石田治部少輔三成
御方にて一日逗留遊ばされ給ふ所に武州忍城の
門前近所に御陣内長谷堂の府内市部兵庫頭
に御宿を居給ふ所へ下野の国小山迄御出馬
徒長盛文道有安宗四郎左衛門尉長束大蔵大輔
国入を深く心を異にる事陸奥道を御弾有馬法下る息玄

蒔田金吾清宗子息五郎清永清宗子息左馬之介宗極
被侍従忠吉間井伊掃部頭侍従定次細川越中守忠興子息与五郎
福島左衛門大夫子息刑部少輔池田三左衛門尉輝政同備中
守同長右衛門尉清秀長谷川藤五郎秀一同権兵衛
宮田甲斐守蜂須賀長門守家政同小六正勝
江守子息民部少輔同孝右衛門中村甲斐守一氏長束大蔵
大夫正家同孝右衛門堀尾帯刀先生子息信濃守山内対馬守
一柳監物直盛御部少輔洞田長門守同小平次市橋下総守
九鬼長門守嘉隆加藤右馬頭嘉明武部寺清正寺沢志摩守広高

天野周防守康景石川伊豆守数正同日向守
毋利勘兵衛尉吉政同内匠頭長重
勘解由小路侍従秀政同中務大輔秀康
息弾正忠秀忠佐々成政寺沢志摩守広高
能勢出羽守頼次義弘小笠原
信濃守秀政同兵部少輔忠真
信濃守源吉郎初文江信濃守秀
松倉豊後守重政同内匠頭勝家
六郎兵衛尉文備前中納言秀家仙石少貳秀久

とは門分けて家康公の陣佐野十郎左衛門尉を主
花房志摩守三人ち都合五千八百四人本國へ出発ち
有朝多和州淀へ出発成れ下出達有ち寄宿
八幡宮へ出社生野弓九郎は逆宮ゆ
は金澤出発ち翌二月武江江戸へ出着成れ秀忠
公と御対面成れ家康公同五月二日出発ち名古屋へ着
家康公仙道口へ佐竹左京大夫義宣伊達政宗信濃口へ上杉宰
相景勝室へ第藤口へ山形出羽守義光越後の海口へ越後宰
相松平右近大将長盛を大将とする郎秀忠濃口へ信濃

守父子村上周防守父子小笠原信濃守
相馬大膳大夫諸口ち乱入まで出る旨松平右近大将
へ出発成れ秀忠公へ降参成れ其趣は其事の出
達て中れ合戦が大勝て方場宰相殿室へ出発
けられ伊達政宗他ち佐竹が常陸國を出でて
出発を辞退あれば家康公御御一時の御ぞ出ち新て家
康公へ出発成れ下総國小山駿河守へ陣を居成れ
十余日人馬の息を休ちます是郎右大将秀忠公奥州陣出

吉例とぞ申すべけれ江戸中納言秀忠公氏家の事に付家門に使
の使勝に是也大田原義増出張す家記迫かとこ

三成伝謀叛軍評定之事

異説家康義を陣に立ハ江戸中納言秀忠公佐竹義宣相馬
御相手に成り出馬成べき筈也然る上ハ家康出馬成ず
皆川山城守広照高田隼人佐信幸伊達政
越前守の国を奪ひ対日根筑後守打平に成る国に
取立ん事ちまちなるべき哉丹後伊勢の輩直政石州吉家等
賀谷左近山川武部水谷右京亮武蔵守都合六万九千石を傾城
之陣に付て大田原に陣取をば後陣に古河栗橋に成て内府
家康公に対面申上る陣を取られ退屈なる七月廿三日
の夜半の頃上方より石田治部少輔三成秀頼公位を申て豊国
軍勢を集せ畿内近国の諸侯一味同心して家康を退治申
べき企の由家康公を始て諸大名驚
剛勇の郎等を退治なる程に諸国蜂起して前後の敵
なるべき男子佐倉の義足をまもられ多佐倉
後に成れ一大事の陣に成ぬ佐倉に佐竹義宣

上る即ち使者たつされ申さバ後城寺殿相模守様に報ずる事
家康公伝聞の説信玄でられける生時秀康公に伝申
上げ申すは其方の安危は時に臨んで大事の出来仕
候ハ、高ほとは毎年成されのく上げ申さば秀康公ハ過
日出羽守様に信玄れ申すは手柄退治の御ハ三成伴蔵の後
を比べて上方ハ弾の外に置く出生時も多く出来申
兵隊長を出を上方の密々は高ケ出馬成れ申さぐく
すぐに白川表に御出馬成れ申さぐ
そぐに信玄に対を御を御て押へ申
上げ申さば高田熊尚寺和長

小陸石より改り舎弟秀忠公中仙道より上洛仕れて新の
疑之疑あるすぐに出て仕御を御出ぎれば仕御出る
を会せ感服を流一只今の金言を仕方を並ぶ
理を申し出ぶ御ふ言葉の功を会申ハ申上
所公達お多ぶ申上和君の内事報の出さ申さと祝申
ハ申ぶ酒井雅楽頭忠勝大の係お持ち出世と内登保を程を
各国で申され申ぶ家康公も斜なぶ生任事柄に相ぶ申ぶ
軍ぶて拝領お多康公ぶて万侍の家臣を長ぶく下地国
に出国御申ん家康公ハ八月朔日より江戸へ出帰国成られ申

さて中納言義光卿は仙道より出羽へ出でられ
宇都宮より城を奪ひ取り宇都宮左衛門の人々を
高安寺に集め武勇を諸方へ保ち拵へ結ぶ
寺に集ひ居る日根野弥右衛門高安蔵人
高安左衛門尉右馬允宇都宮左兵衛尉芳賀
左衛門尉都合三万八千人にて陸奥へ
出でられけり

近国の諸侍参加勢、山形へ寄せ来

宮城より成敗されし書状十月十三日山形へ到来あるべきよし

又義光宮城野原へ打出でられ合戦
諸侍加勢の為山形へ越後殿より
ゑびすの家軍の注進あり
康文朝臣注進有るべしと申す
をあひ打ち軍評議を遂げ合戦
あひ打ち方々を追ひ山形へ馳参
をつけられ先南部方勝方へ立ち
元降九郎五郎二千三百人右面源左郎四百人小鹿毛
高陸奥守二百人陸奥刑部百人

内藤修理亮六千余人宮城方に向ふ
上杉二千人とて付き従ふる方の人々一所に集り軍評定
をなす一味同心の起請文あるべしとて乃至の名付を各
連判を堅くして上杉起請文かゝる家老のかゝるとこと其
後義光宮城の出陣に攻入らんと欲し和睦より合戦
終て寄手を破るべきなるべし軍の行方屋形様山形に直に
山中へ押寄し間道を経金沢国中に出の合戦も
味方の勝運なるべしと為るべしと伝せけるとぞ各出陣
如ぎこの七月十日軍評定一決して出陣に義光のはた
代として場を修理亮に与へ千五百人をあ添く其外の諸勢
彼方に五千六百四十人南部大膳大夫攻来て陣取
て出づ七月廿日山形を出て陣取るひたすら敵を上方より
治部少輔 弦道を企づる伝て関東の諸勢引退之組貿
大津の郷を政所の宮家康公法父子も奥州の乱逆を打捨て
小山より江戸に帰上洛有之旨諸勢の通をいくが如く告
来れば大きに驚き之諸国中少べく蜂起せんとす和
領国の一揆の輩出来ること言語に
尽くす百姓も云形に義光二一左右の届も及ばず其夜義

陣を打掛ひ所ら〳〵へ打つるの上聖を清祓をも佐本誅方
古里見越後守曲を学ぶ大きに怒られ名ぎ義光の嘉く
所為て左馬助殿の仕得上方勝れの先を怒る面々の所為
打退きられ之の時遠変あるまじき為る先達利屋
くしてけるとは方く一左右なく都住みを破り打るの上を且
ハ家康公に対面大なる不忠なり上国中の力と為し
可申と思進見け上あ中そでしとて已に出てんとしける我義
元浴く知りの人各の中分理なまども今進発を理に為め
んと甘ぎ同士討ぶづでし知りて敵に陸を現るの一なり
又いこのの強事に於て家康公に対面大なる不忠なれば
中先上に一統に堪記をも先まるまじバ面に所為を許
なく思ひのして余儀なきことなり我一余を家康公へ為
くを思定ると上に方のくなるのが為を形もるなるで方さに意
なく日に遠いで秘に一命を捨で一身に覚悟を決て為る
大敵と戦ふたなること越後い所るまじと理を尽して宣へバ
行まる為り法度もれ秘等血気に住せ本南なる事を中
上ねとて却て毒をなびけられば先代丹野寺を方を
て陽方の左衛に義山の為本を訪を訪をれてくれ何も下

所ゝの船川口にあつまりて人を直さんと
欲する者あるを聞きたるゆゑ国もとの者共を立てあつまる事を
恐れ今夜何とぞ為をなさんと加賀の乃内親王所より新の旗を
こうじんだ内へ持ち来り行旗上杉屋と一味して立たる所義
を招国をきめ金く通りまいらぐいに成り山形く中迄せんの
事八ツ時を限りなどゝは持ち様と申けり きゝて伝て使の者
ゝ書面の様に乃ち尋あつけまゝ使のもの申様 関の戸口人たた
出場の様子毎ゝ浪花敵 屋挺 撫 並ぐ 大縄 をとさん 打
出すゆゝ様 ゝ又 後の山ゝ海 旗屋旗 岩の 元 吹 ゝ

こゝ本屋の内の関き所ゝ八 敵 くゝ敵 並屋て関の戸を開の
かゝ人ゝ成 こゝ人 様ゝ あゝ 人 ゝ中ゝ 通 並 ゝ
ゝ ゝ者共 ゝ ゝ中ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ時刻と 様ゝ 中 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ山 ゝ ゝ理 ゝ 砂 ゝ 通 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ 夫ゝ 中 ゝ ゝ ゝ 砂 ゝ ゝ ゝ ゝ
上杉 屋 様 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

上杉四郎高景番所の柵をこのもて堅でる法性寺
八幡殿の如くに足せ大縄をくり結事なり物又
後の山より立きる板を足きたび赤恠なる恠をとき出
柱をたつてぞ作りける又武者と如ぎ出仕者一人も無で
板巻を為せ本座のほのくきて立き大野の人新たる板
をたてきりける長さ六寸の法誠と科如ちとく皆感
じけり

畑屋城飯田猪熊守討死之事

上杉四郎高景城ハ義之一味あるべしとの仰を出
りなされけるを所より近国の諸将加勢して山形に地陣を
仕く相之陣を張られ大きに恐るる所なり
宮ヒ内兵部義之一味の仰を蒙て近国の諸将を
急ぎ召集し計策をして
出合ひ防ぐべきと又は方々遠て相寄ぎかと色に評定
ありけるに関東一味の仰を蒙て皆相こゝ
なりて仰之方の城を攻所猛威を奮ふ中に近辺の大名
らず加勢して山形に集る近国の諸将も方々陣起の事

紀ノ寺退散ノ上寺ヲバ焼ハラヒ山上ハ大きに利を得ル山上ハ大ぎ
山形ハ城ヲ寄ヲ退治ぞ[illegible]ぞ[illegible]ぞ[illegible]ぞ[illegible]ぞ[illegible]
日ヲ[illegible]ヲ追ミ[illegible]又ハ[illegible]ヲ今度
家ノ寄ノ[illegible]ハ[illegible]ノ一番備ハ[illegible]ヲ[illegible]ニ
番備ハ[illegible]ノ[illegible]ノ人数ヲ[illegible]
千五百ノ山城守ヲ[illegible]ノ後備ヲ[illegible]八千余騎[illegible]
万余騎ノ[illegible]ノ[illegible]ノ山形ハ[illegible]ノ[illegible]
畑[illegible]ヲ[illegible]ノ城ヲ[illegible]日ヲ[illegible]ノ[illegible]
近ヲ[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
せ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
今度ヲ見テ[illegible]退ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ一命ヲ[illegible]ノ上ハ城ヲ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

知人直江山城守色部修理亮を先鋒として九月四日
畑屋の城を攻寄せられしと雖も色部修理亮
城中に入籠りて言葉たゞ掛ると雖
く敵を追ひ攻入る所にて城中四方の矢倉より鉄砲
を掛く雨霰の如く打ち掛けるに及ぶべき勢
なく高の夜城中より忍出で敵の旗指物四五本盗取て逃去
るべき事なりて堀の際に上へ登べけるなりとて
許りを城に入れ置て是を番に置て死
人を多く討る日和を見て討るも助けず
和先を攻入る所に多く雲霞の如くにて
りけり去りとも五郎討死と思定めて
腰にて深く深く入て
相手を乱さる敵の三十一人
鉄の砲を初として思切て
出で鎗をけづり鎗を刻み生西南に入て百騎十騎
十騎が一騎なるまでもいくさを立て死を一番に多く喚き叫
んで敵に向ひて
相撲て一番の意をぞ
知人直江山城守色部修理亮を先鋒として九月四日
畑屋の城を攻寄せられしと雖も色部修理亮
城中に入籠りて言葉たゞ掛ると雖
く敵を追ひ攻入る所にて城中四方の矢倉より鉄砲
を掛く雨霰の如く打ち掛けるに及ぶべき勢
なく高の夜城中より忍出で敵の旗指物四五本盗取て逃去
るべき事なりて堀の際に上へ登べけるなりとて
許りを城に入れ置て是を番に置て死
人を多く討る日和を見て討るも助けず

八月五日の夜くれより寄手の方直江山城守攻めちぐんで
居られけるが高麗のうちを引てうち鉄砲を撃
城の裏ゑうち高く鬨の声を揚げ城中を目がけ指詰め指
敵を追ひ詰けるに柳瀬左兵衛城を越え扶田を潜り和先
を見かけうち入れ高麗に事を得て又ひかへと云ふ通し
城に成て無用を以て城を捨倒し和りと乱れ引けるを
五番目に物頭れる兵左衛門城中に向て申しけるは実平は城を
切出て出ることなり雑ぶ口ゆく今は花々しき軍し
て行ひんとて大手の門を押開き近く寄せる太刀を長
守に振かざし声を名乗て渦巻る敵の中へ駆入て切
回りけるに面を向くべき様もなし雑兵共新手
を入替へ〳〵攻かけ終に八十人計討たれ今は是迄
雑兵共はかくるなりて高麗左衛門十文字を振廻て切けれ
ば寄手和りと乱れ三人の首を取り城中へ火を懸け
物陰を時を揚げ暫く息をつきたりけるが其後
をうれ者共和を早めて色々焼て高麗城の由告
来るまでとて中途より引て大桐相模守信国

楊子寺五人ハ、ゞ不意ニ人を叫ひて帝ニ馬を早ち二十四騎
行きけるを初軍勢の男女ハ半ばハ、ゞ近き立ち
も畑を高城ニ登ゞ西南ハ高き山形にて地勢
敵の無之を見て分捕をして金銭ハ
楊子寺ニ立ちもも夫相ハ楊子寺ハ御
身ハ急き高ニを堅ひ迎ニ出ニ
すゞしとも敵ゞず大勢ニ海を西風ニ乗ニ
て我ひこ高ニ楊子立てみ出ゞ敵大勢ニ
後ニ詰ニて先ニ立ち相模寺ニ楊子寺を詰せ

何の有りて再人ニ面を向ケ和ニ討死をして殉ニ
を行ゞ家ニ家の印等主を詰ニ出ゞ敵を所ニ西ニ進れ
ニ敵ニ出ニ十人ニ対ニ移刻事化ニ金を
整者ニも勝ゞ四方を相ニ八方ニ進ゞ切ニ
百ニ行ニ分ニ立ニ高ニ進ニ敵ニ迫行き
手向する敵ニ出ゞ進ひ下自実ニ及ぶず棄亡する
楊子寺ゞ頃を西ニ高ニ行く安ニ出ニ山形ニ攻
ニ付ニ直江城寺ハ畑ニ城を攻ニ城主江ニ五郎兵小
夫国ニ化ニ頃ニ級れ出ニ立ニ分ニ室接ニ備く

急ぎ大きに怪のひさしい急ぎ上す山長谷重の西城に西街
り攻取るべきの旨宣ひけり

従仙臺政宗公が勢之事

畑西高城に迫る国中の者共去往左往に動揺する義を
聞きつけてかをつけ奥仙臺の政宗公急ぎかけをつづき
の者場に仮屋を仕立て待受られけるに政宗公
強き勢ひ剣を持ち伊達を侍る遠藤左衛門をれ副
へ馬上百五十騎歩行の者六千三百人山形へさし越られ
乃義光あつて対面あつて宣ひけるは政宗の加勢を頼み合
戦を遂ぐべきたりとも国中の者共力を付くべき者
なりければ再度の方位を定めもつて先西政宗相馬殿合
戦の砌も味方なりかの者共を引連れ三日一門の足軽を
つづけ先上国中のはうも無くてそなりけるに
諸人て嘉りは従ひ申されて数義を切る者
かりけり山城勢三丸の北側飯塚いつ迄一つ上ると
老武者ハ成澤道忠伊良子宗内左衛門
五人佐竹の成敗寺の近辺迄下知せられ後下

性西四の者共結て合戦を始めけるとて初法弾き右衛門備を寄り其手くをれば敵こらへて打てかゝれば八郎のゝ漢皇の楚を攻るに幣もかくやとぞ思ひけるとぞ

初瀬堂合戦城兵事名之事

去程に江山城守八九月十四日に畑堂の城を攻落て寄手兵を二手に分けて長谷堂の南の山の麓に西向に柳の柳の堂の城を守に堂の陰迫て峯高く懸る山河の流早く底深き岩間を巻き一方は切しに向あらけなる堀を深く堀切て堀をうがつ西方は水堂山にて要害よろしけれた山陰に十一面観世音の社壇有りけり山城守は吉村伊豆之丞安在城を加勢に旗本組百騎に小荷駄四百人に新参き敵の兵を先に立て四方九方に廻江山城守七千人長谷堂に相図を城より十一所程隔て須賀沢山に陣取けるが五千人同山の尾崎に備を立て其日は城の有様見て明日未の刻攻落しとぞ云て城中の兵を見て打てもどしとぞ云ける程に夕方の雨降て明日は一人も城より出べきとて

知しけり然るに伊豆守大に怒り佐橋尾勘解由を
大将として攻寄せんと和泉守は五百人指出し
お富の方を定め二手に分て寄手の後を
をも立てん迫撃ちかけ敵小男鹿を先として陣中
上を乱て伊豆を敵味方見るうねぞ因て討すること数
刻ならず打取る手柄仕るを幸ひ進て山城守を陣を
て山城守陣を迎ひ合ること義光勢進撃して山城守陣を
けるとても用ひ新しけるとば力及ばず城中へ引返けり打
首級百十一伊豆守実検に入るとければ限なく悦び敵討の為
其外の者共まで褒美遣すれば其夜城中の兵備を八人討
死す敵和泉守政寄るより義光は迫撃ち鉄砲を
れ作せられ作せを谷重へ加勢丈夫と遣すを気狂と心許な
一生懸命谷重へ引き伊豆守の分して諸軍の評
定仕るべし攻寄て無与申付け一切城中の男一人も残よ
り外へ出すべからず作付けられ者共は最早なれ多勢小幸
して長谷重へ引き伊豆守封面して諸侯の方へ
け敵寄来るを待つ和泉守義光勢十六万の敵軍を迎撃
思ひて左右なく出るとして地場まで攻寄せけり城中より

も周章てゝ四方の矢倉に旗を立て鬨の声を揚げ打出
るを振旗鬨の声の如く聞らる敵方はこれ一つにて
頭を失ひ敗走するとゝ先陣にて手負を助けんとて陣を退
すと思ふて上の山にて時を作り打ばば
城中にたかを得若武者十人は敵に出て敗軍に
及ばかを高すゝし信玄打て出て追掛んと云ふ時ば河
三寺にて引き城堅固に籠を結ぶ義元も後詰なべ
し其時内外より挟み合せ勝利を得べし彼ら
ば今年甲斐に打て出て仕へ申すべ若者を
の軍法に得物を鉄砲迎撃かゝ引を手れに柵を作り
一人も出すべきとて十人計にて然れども若者
は出るとゝ上の山社頭を立て用捨に敵を見て上る
を敵を遮掛り分捕する其若者一義元の頭を
計城にて計捉をも一人残らず討死と思
は十人の敵を作もを切る鉄砲迎撃高寺之
をもて伊豆を拵て ゝれば遠く苅田をすることゝ
若者ば金に軍を立て義元の名跡を継て一軍仕へ
川入る者を捉へて ゝて出でんとす何

山陽の敵勢を進発せんと思ふ所に
ふぐ[illegible]を備へ[illegible]
荷寺川入るの後小[illegible]
伊[illegible]を押寄せ[illegible]
押い山陽を備へる直江山城守[illegible]
と敵上所の者と入れ替れ[illegible]
を進ませうけん数[illegible]
[illegible]
城兵[illegible]

日已の夕陽のふぐ[illegible]
く山城を[illegible]
荷寄がくくして[illegible]
けう伊[illegible]
[illegible]
[illegible]
出道を中に挟て左右に備を立て待[illegible]
[illegible]
[illegible]

68568

山形県立図書館
1-0336079-4